

シルバー人材センター利用契約書

新潟県(以下「発注者」という。)と (以下「センター」という。) とは、発注者がセンターを通じてセンターの会員(以下「会員」という。)に対して新潟県立正徳館高等学校(以下「学校」という。)の学校管理業務(以下、「本件会員業務」という。)を委託するに当たり、次のとおりシルバー人材センター利用契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 本契約は、発注者がセンターを通じて会員に学校管理業務を委託するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員への業務の委託)

第2条 発注者は、シルバー人材センター利用規約(以下「利用規約」という。)に定めるところにより、本件会員業務を実施する会員としてセンターが選定した会員に対して、センターを通じて本件会員業務を委託する。

(業務の対価)

第3条 本件会員業務に係るセンター業務委託料(利用規約第5条第1項に規定するセンター業務委託料をいう。)の額及び会員業務委託料(利用規約第2条第2項の会員業務委託料をいう。)の合計額は、 円(消費税額及び地方消費税額含む)とする。

2 業務実施日数に変更を生じる場合、土曜日・日曜日及び休日については日額 円(消費税額及び地方消費税額含む)を、平日については日額 円(消費税額及び地方消費税額含む)を増減するものとする。

3 委託料は、センターが業務実施日数により、毎月委託料を発注者に対して請求し、発注者は内容を審査の上、適切な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(有効期間)

第4条 本契約の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(賠償責任)

第5条 センターは、業務の実施中において、センター又は会員の攻めに帰すべき理由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

(発注者の契約解除権)

第6条 発注者は、次の各号の一に該当する理由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

- (1) センターがこの契約に違反したとき、又は契約の履行が不完全だと甲が認めたとき。
- (2) センターが故意又は重大な過失により、発注者に損害を与えたとき。
- (3) 正当な理由によりセンターが発注者に対し契約の解除を申し出たとき。この場合において、センターは、解除予定日の1か月前までに申し出なければならない。
- (4) 発注者の学校管理業務方針が変更されたとき。

第6条の2 発注者は、前条に定める場合のほか、センター等（センター及び本業務に従事する会員をいう。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除し、又は打ち切ることができる。

- (1) 公正取引委員会が、センター等に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行なった場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から6箇月間又は当該排除措置命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、センター等に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行なった場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から6箇月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (3) センター等が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) センター等（センター等が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- (5) センター等が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

2 発注者は、前条又は前項に定める場合のほか、センター等（センター及び本業務に従事する会員をいう。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。

- (1) その役員等（センター等が個人である場合にはその者を、センター等が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) センター等が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者がセンター等に対して当該契約の解除を求め、センター等がこれに従わなかったとき。

（センターの契約解除権）

第7条 センターは、発注者の責めに帰すべき理由によって、この契約を継続することができなくなった場合、又は正当な理由がある場合は、この契約を解除することができる。

（守秘義務）

第8条 センターは、学校管理業務の実施に当たり、知り得た発注者の秘密及び第三者の秘密を他に漏らしてはならない。

2 センターは会員に対し、会員業務就業規約に基づく守秘義務を遵守させるものとする。

（合意管轄）

第9条 本契約により生ずる権利義務に関する訴訟については、新潟地方裁判所をもつて第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第 10 条 本契約書及び利用規約に記載のない事項については、発注者及びセンターが協議の上、決定するものとする。本契約書及び利用規約の条項に疑義が生じた場合についても同様とする。

上記のとおり契約したことを証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 4 月 1 日

甲	住 所	新潟県長岡市与板町東与板 173 番地	
		新潟県	
	氏 名	新潟県立正徳館高等学校 校長	印

乙	住 所	
	氏 名	